

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）

(事業場No. ST-364-001)

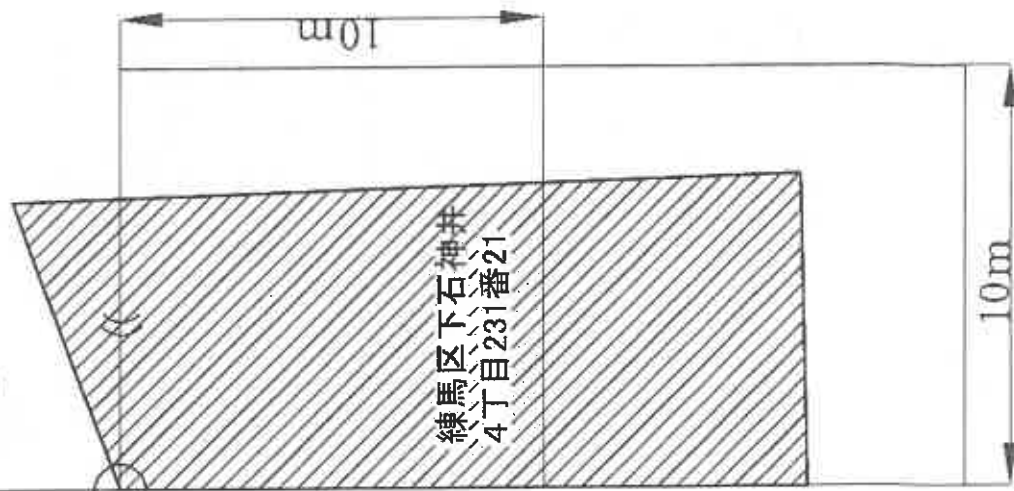
整理番号	1 2 0 - 0 0 0 6	調製年月日・契機	令和5年10月24日 ・ 第116条第1項第1号		
所在地	練馬区下石神井四丁目231番21		(地番)	練馬区下石神井四丁目17番9号 (住居表示)	
訂正年月日・契機		令和6年11月28日・追記			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		株式会社きょくとう井草店 (令和4年9月29日廃止)		面積	124.77 m ² 〔基準不適合 範 囲〕 124.77 m ² (調査範囲)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容					
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨			表中1の項下欄（溶出量基準超過かつ周辺で地下水の飲用あり）に該当		
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備 考			令和6年11月28日地下水の汚染状況（対象地境界）追記		
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和5年8月23日	テトラクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		中外テクノス(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合又は適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和5年8月23日	テトラクロロエチレン		適合・地下水基準	第二地下水基準	中外テクノス(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
地下水の汚染状況 (対象地境界)	令和5年8月23日	テトラクロロエチレン		適合・地下水基準	第二地下水基準	中外テクノス(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置 又は改変状況 (自然由来等 土壤にあっては、 搬出及び 処理の状況)	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	



起点

24° 47'



<起点>

起点は練馬区下石神井4丁目231番21の最北端とする。

<格子の回転角度> 24度47分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

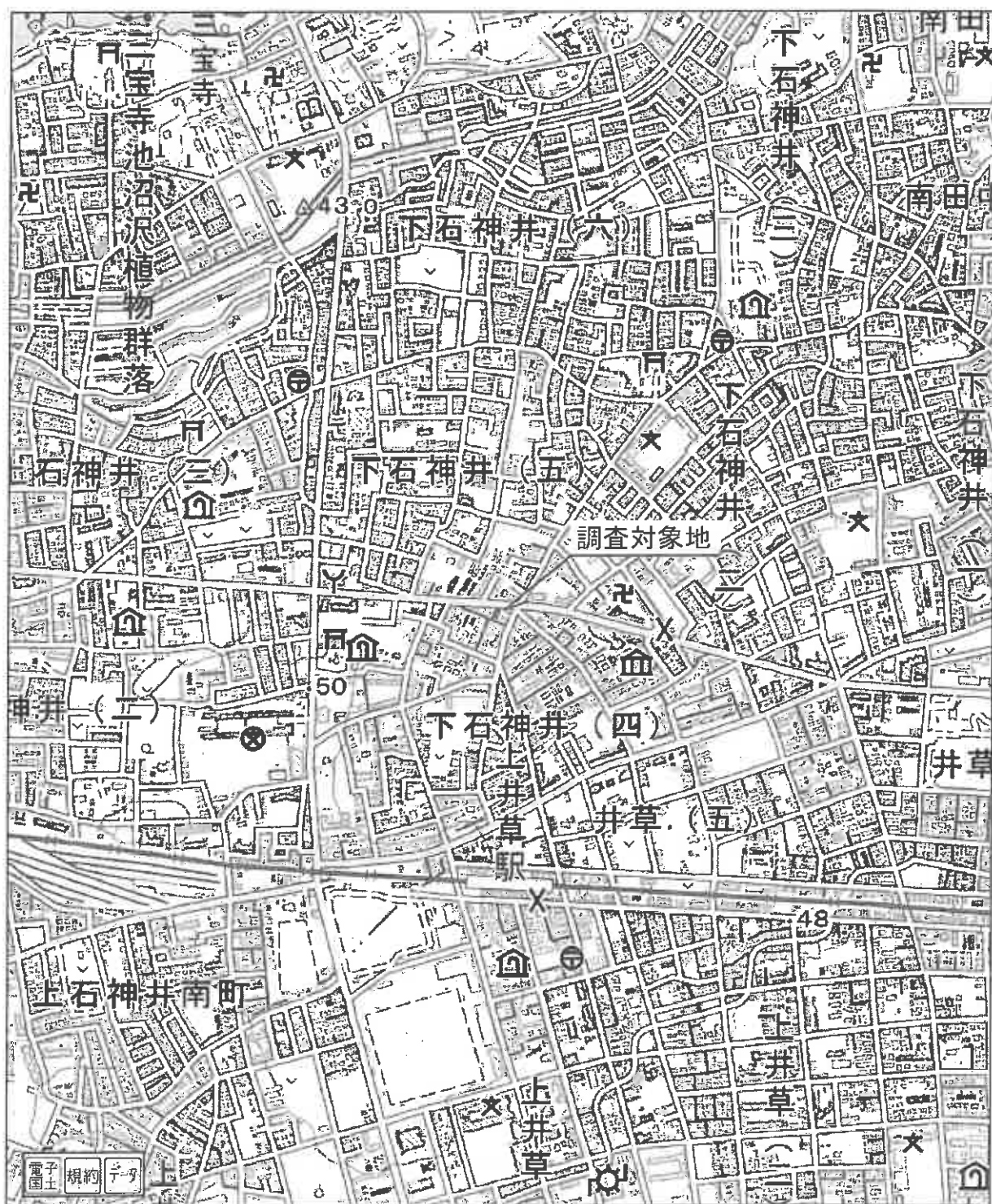
<凡例>

— 単位区画

□ 敷地境界・筆境界

▨ 土壌溶出量基準不適合範囲 (デトクロロエチレン)

※ 「敷地範囲」と「練馬区下石神井4丁目231番21」の範囲は同一である

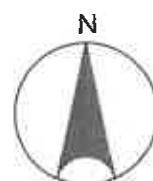


凡 例



調査対象地

出典：地理院地図



調査対象地位置

S=1:10,000



調査対象地の概要

1. 敷地面積 : 124.77 m² (測量図面積)、123.31 m² (地積)
2. 調査対象区域面積 : 同上
3. 指定作業場の全体図 : 図1のとおり
4. 特定有害物質の使用場所等 : 図1のドライ機において、パークロロエチレン (テトラクロロエチレン) の使用が確認された。

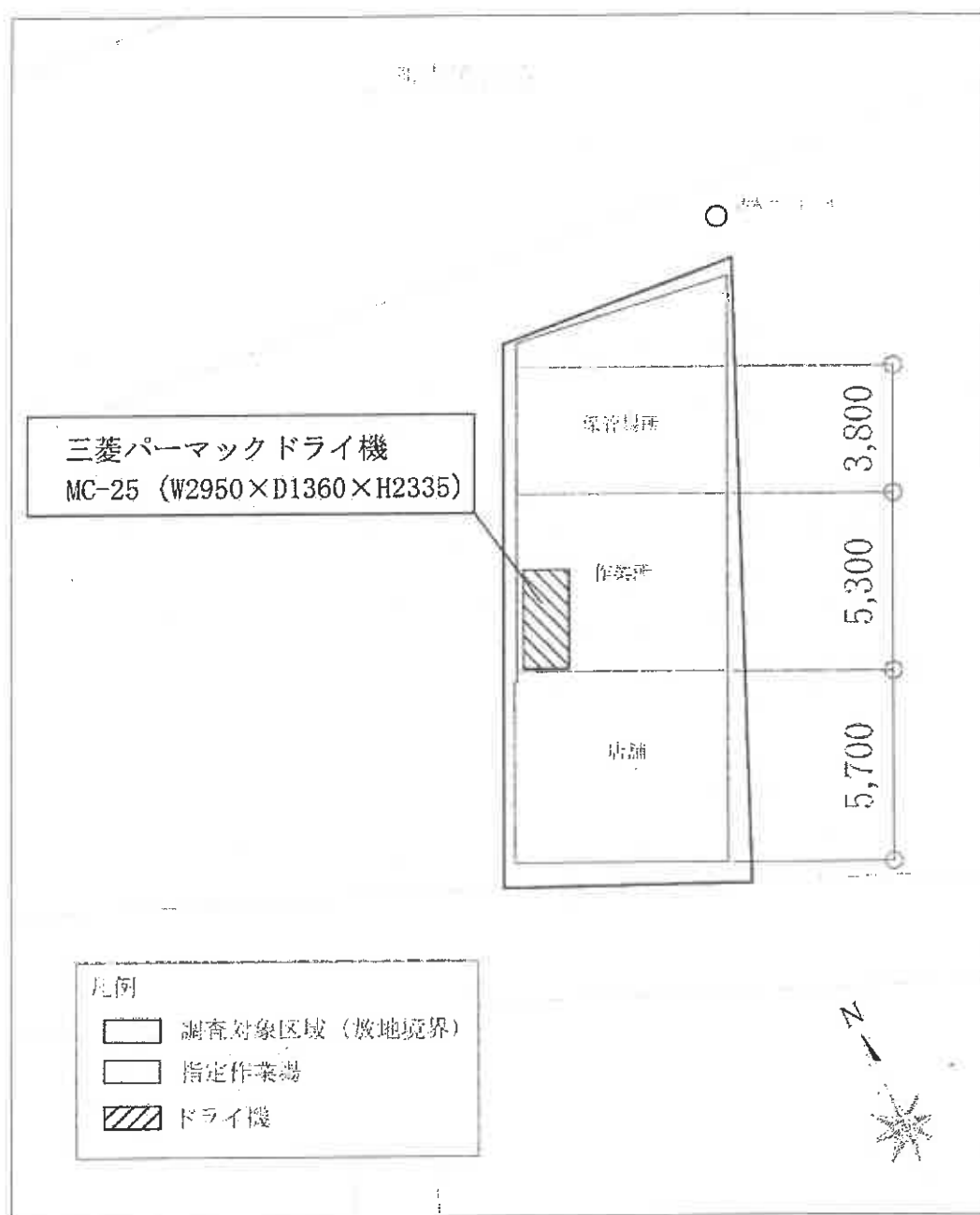


図1 指定作業場の建物配置図

土壌調査に関する資料

I 調査方法

1-1 調査方針

本調査は、以下の法令等に準拠して実施した。

- 1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 東京都条例第215号)
- 2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則
(平成13年 東京都規則第34号)
- 3) 東京都土壌汚染対策指針(平成31年 東京都告示第394号)
- 4) 土壌汚染対策法(平成14年 法律第53号)
- 5) 土壌汚染対策法施行令(平成14年 政令第336号)
- 6) 土壌汚染対策法施行規則(平成14年 環境省令第29号)
- 7) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)
(令和4年8月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課)
- 8) 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年 環境庁告示第46号)
- 9) 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法(平成15年 環境省告示第16号)
- 10) 土壌溶出量調査に係る測定方法(平成15年 環境省告示第18号)
- 11) 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件
(平成15年 環境省告示第17号)

1-2 調査期間

資料調査：2023年3月28日～4月10日

現地調査：2023年4月11日(土壌ガス調査)

2023年7月12日～7月13日(土壌・地下水調査)

分析期間：2023年4月11日～4月17日(土壌ガス調査)

2023年7月13日～8月9日(土壌・地下水調査)

1-3 調査及び分析機関

中外テクノス株式会社

『指定調査機関指定番号 2003-8-2023 平成27年4月1日更新』

九州支店 福岡県福岡市博多区東那珂2丁目20番35号

TEL：092-778-1122 FAX：092-778-1123

【調査・試料採取】

関東環境技術センター 『計量証明登録番号 千葉県第521号』

環境調査室 千葉県千葉市緑区大野台2丁目2-16

TEL：043-295-1103 FAX：043-295-1110

【分析】

中部支社 『計量証明登録番号 愛知県 第587号』

分析技術室 愛知県名古屋市守山区花咲台2丁目303番地

TEL：052-739-3700 FAX：052-739-3706

Ⅱ 調査対象物質

調査対象地の指定作業場（クリーニング事業）において、ドライクリーニングの溶剤としてパークロロエチレン（テトラクロロエチレン）の使用等が確認された。従って、調査対象地において使用等履歴が確認された特定有害物質であるテトラクロロエチレン、及びその分解生成物（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、クロロエチレン）を調査対象物質とした。

Ⅲ 汚染のおそれの区分図

調査対象地の指定作業場（クリーニング事業：有限会社クリーニング木本商会から株式会社きょくとうへ承継）において、ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンの使用等が確認された。使用総量、詳細な使用状況等は不明であるが、人為等由来の汚染のおそれがあると判断した。汚染のおそれの区分の設定根拠は以下に、汚染のおそれの区分図は図3に示すとおりである。

- 指定作業場のドライ機において、テトラクロロエチレンの使用等が確認された。「特定有害物質をその施設において使用する施設に係る事業場の敷地である土地」に該当するため、指定作業場が存在する土地は、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」と判断した。
- 調査対象地における指定作業場が存在する以外の土地は、「直接に特定有害物質の使用又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地からその用途が全く独立しているとはいえない土地」に該当するため、「土壤汚染が存在するおそれが少ない土地」と判断した。

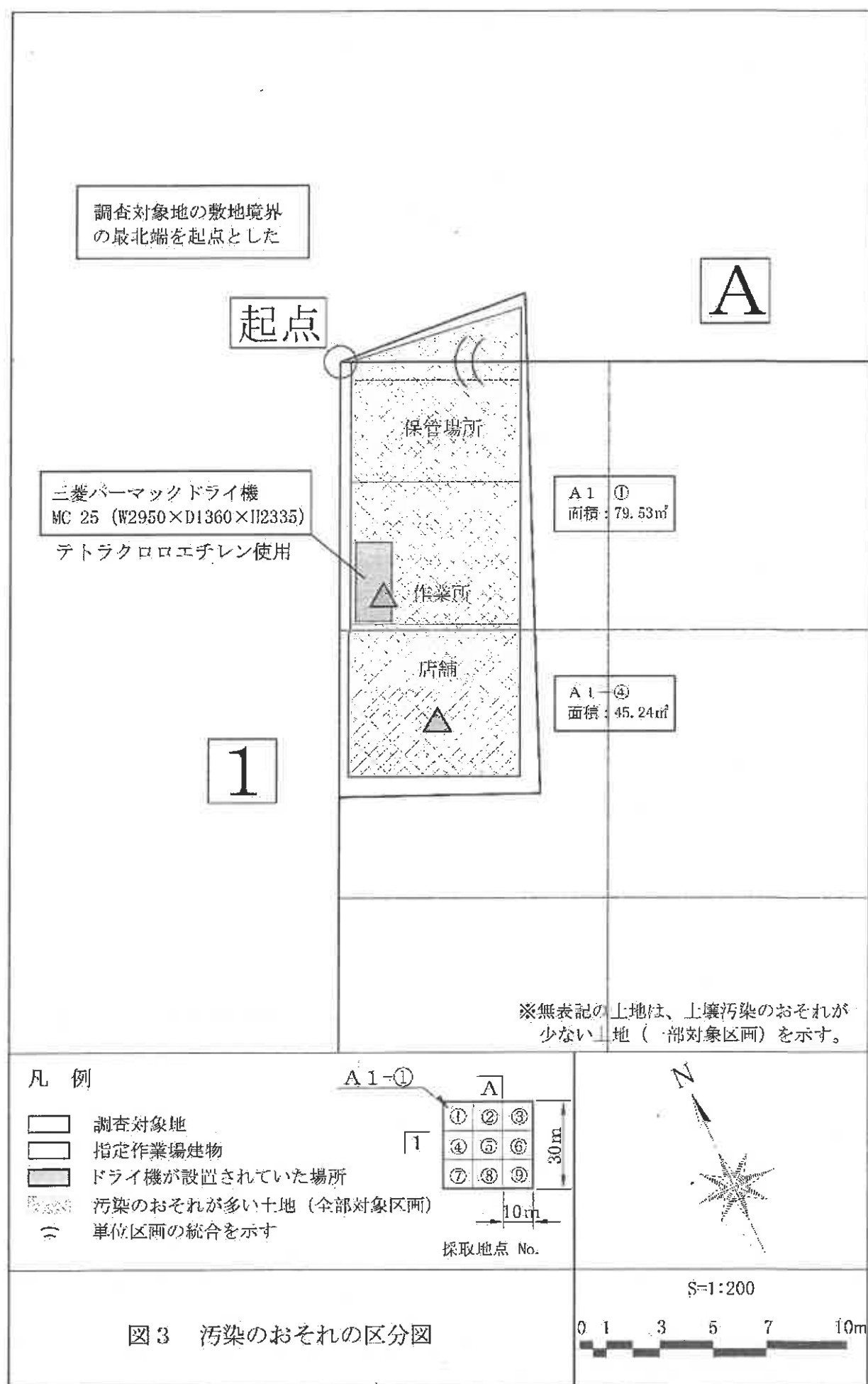
Ⅳ 試料採取地点図

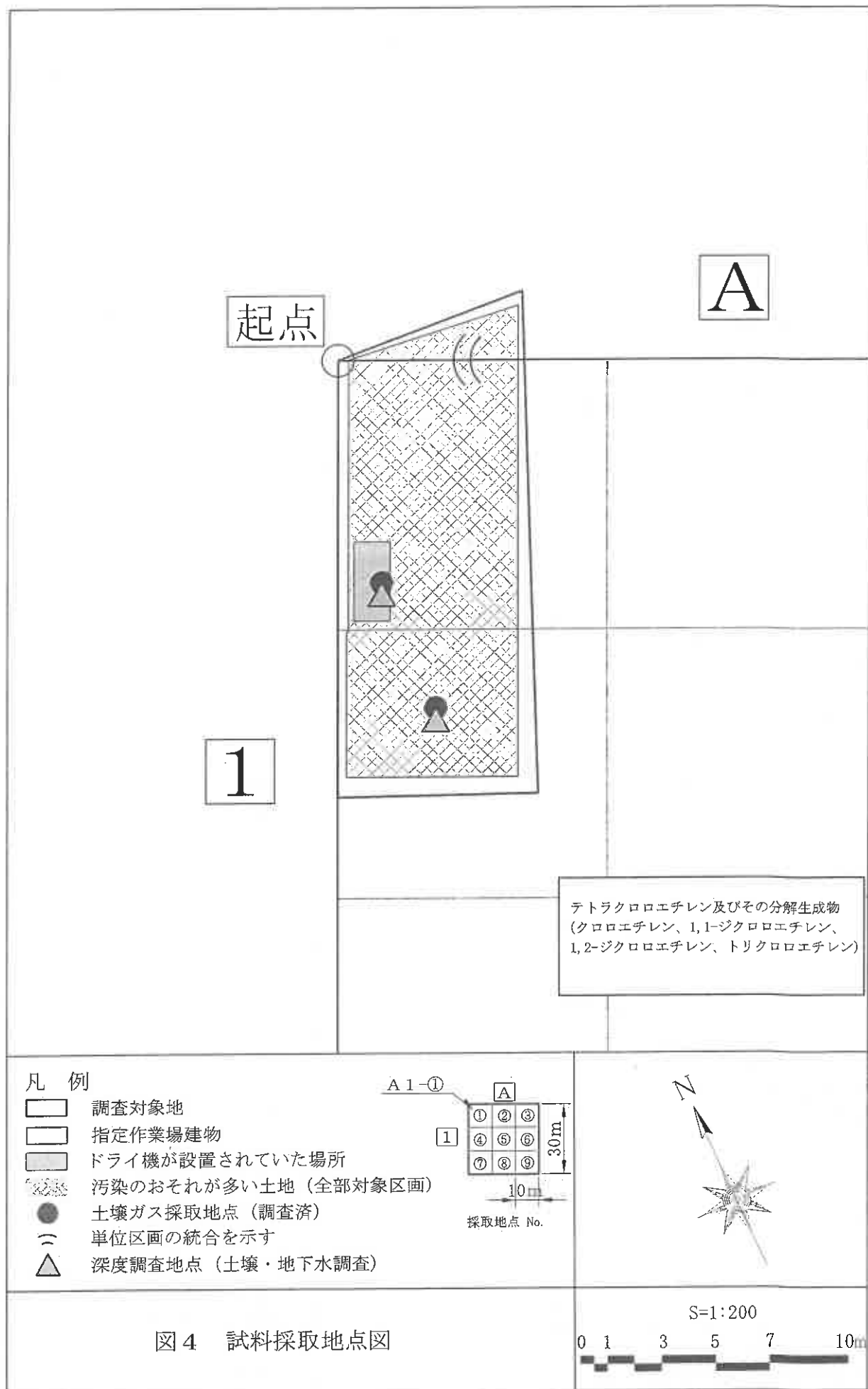
調査対象地における試料採取地点図は、図4に示すとおりである。

また、調査対象地において、地表の高さの変更に係る資料及び情報は確認されなかったため、現在の地表面を汚染のおそれが生じた場所の位置とした。

試料採取地点の設定理由は以下に示すとおりである。

- A1-① : テトラクロロエチレンの使用等が確認されたドライ機の設置されていた範囲に寄せて設定した。
- A1-④ : 単位区画内の土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の範囲の概ね中心に設定した。





V 土壌調査の結果

5-1 土壌ガス調査結果

土壌ガス調査結果は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 土壌ガス調査結果

単位：volppm

項目	調査地点	A 1-①	A 1-④	定量 下限値
	採取日	4/11	4/11	
	採取時間	10：17	10：30	
1,1-ジクロロエチレン		2.9	4.9	0.1
1,2-ジクロロエチレン		検出せず	検出せず	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン		検出せず	検出せず	0.1
トランス-1,2-ジクロロエチレン		検出せず	検出せず	0.1
テトラクロロエチレン		2.7	44	0.1
トリクロロエチレン		検出せず	0.1	0.1
クロロエチレン		検出せず	検出せず	0.1

「検出せず」とは定量下限値未満を示す。

「☐」は土壌ガスが検出されたことを示す。

1,2-ジクロロエチレンは、シス体・トランス体の合量を示す。

5-2 土壌調査結果

土壌調査結果は、表 5-2 及び表 5-3 に示すとおりである。

表 5-2 土壌調査結果 (A1-①)

単位:mg/L

調査地点 項目 採取日 調査深度	A1-①				
	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
	2023.7.12				
0.05m	検出せず	検出せず	検出せず	0.001	検出せず
0.5m	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.044	0.002
2.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.004	検出せず
3.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.021	検出せず
3.25m (地層の変わり目)	検出せず	検出せず	検出せず	0.017	検出せず
3.5m (中点分析)	—	—	—	検出せず	—
4.0m	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5.0m	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5.85m (帯水層の底面)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6.0m	—	—	—	—	—
7.0m	—	—	—	—	—
8.0m	—	—	—	—	—
9.0m	—	—	—	—	—
10.0m	—	—	—	—	—
定量下限	0.0002	0.01	0.004	0.001	0.001
土壌溶出量基準	0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下
第二溶出量基準	0.02以下	1以下	0.4以下	0.1以下	0.1以下

□ は、土壌溶出量基準不適合を示す。

■ は、対策対象となる深度下端を示す。

「—」は、採取はしたが、分析はしなかったことを示す。

「検出せず」は、定量下限未満を示す。

表 5-3 土壌調査結果 (A 1 - ④)

単位:mg/L

調査地点 項目 採取日 調査深度	A1-④				
	クロロエチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	トリクロロエチレン
	2023.7.13				
0.05m	検出せず	検出せず	検出せず	0.028	検出せず
0.5m	検出せず	検出せず	検出せず	0.11	検出せず
1.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.056	検出せず
2.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.024	検出せず
2.5m (中点分析)	—	—	—	0.008	—
3.0m	検出せず	検出せず	検出せず	0.002	検出せず
3.05m (地層の変わり目)	検出せず	検出せず	検出せず	0.001	検出せず
4.0m	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5.0m	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5.05m (帯水層の底面)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6.0m	—	—	—	—	—
7.0m	—	—	—	—	—
8.0m	—	—	—	—	—
9.0m	—	—	—	—	—
10.0m	—	—	—	—	—
定量下限	0.0002	0.01	0.004	0.001	0.001
土壌溶出量基準	0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下
第二溶出量基準	0.02以下	1以下	0.4以下	0.1以下	0.1以下

□ は、土壌溶出量基準不適合を示す。

■ は、第二溶出量基準不適合を示す。

■ は、対策対象となる深度下端を示す。

「—」 は、採取はしたが、分析はしなかったことを示す。

「検出せず」 は、定量下限未満を示す。

5-3 地下水調査結果

地下水調査結果は、表 5-4 及び表 5-5 に示すとおりである。

表 5-4 土壌調査結果 (A1-①)

単位:mg/L

調査地点 項目 採取日 調査深度	A1-①				
	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
	2023.7.12				
地下水	検出せず	検出せず	検出せず	0.018	検出せず
定量下限	0.0002	0.01	0.004	0.001	0.001
地下水基準	0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下
第二地下水基準	0.02以下	1以下	0.4以下	0.1以下	0.1以下

は、地下水基準不適合を示す。

「検出せず」は、定量下限未満を示す。

第二地下水基準は、東京都環境確保条例施行規則で定められているものとした。

表 5-5 土壌調査結果 (A1-④)

単位:mg/L

調査地点 項目 採取日 調査深度	A1-④				
	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
	2023.7.13				
地下水	検出せず	検出せず	検出せず	0.15	検出せず
定量下限	0.0002	0.01	0.004	0.001	0.001
地下水基準	0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下
第二地下水基準	0.02以下	1以下	0.4以下	0.1以下	0.1以下

は、第二地下水基準不適合を示す。

「検出せず」は、定量下限未満を示す。

第二地下水基準は、東京都環境確保条例施行規則で定められているものとした。

1178 *Journal of Interpersonal Violence* 28(6)

101

地下水主流向

1. 上海图书馆从欧美借来求书不遇合之录三

[illegible][illegible]

法、要、請、出、局、單、第、一、號

法、要「海軍軍艦第一種」